

第17期 第19回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年2月22日(火) 午後1時30分～午後2時19分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理:

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

2番 上原 啓一 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

5番 宮里 由美子 委員 ・ 6番 金城 朝之 委員

7 付議すべき案件

報告第 108 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 109 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 110 号 現況証明願について

報告第 111 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 112 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 113 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 114 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 115 号	農地の現況に関する照会について
議案第 56 号	農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
議案第 57 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 58 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 18 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

- 議長 みなさん、改めましてこんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第19回総会を開会いたします。
- (午後1時30分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の宮里由美子委員と第6番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。
これより報告案件に入ります。初めに、報告第108号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の2、3ページをお開きください。
報告第108号「農地転用後の利用状況の報告について」、10件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第108号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。
では次に報告第109号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の5ページをお開きください。
報告第109号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第109号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。
では次に報告第110号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の7ページをお開きください。
報告第110号「現況証明願について」、6件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第110号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。
では次に報告第111号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の9ページをお開きください。
報告第111号「農地法許可申請の取下げ願について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第111号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。比嘉委員。

7番委員 この取下げ願いを出した後に、これってまた出すということですかね。

事務局 比嘉委員のご質問にお答えします。
今回この取下げ願い提出があるんですけども、9ページ右側の理由というところで所要面積が変更になるということに伴って、この後議案に出てくるんですけども、5条申請、面積を修正した5条申請が提出されております。以上です。

議長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。
ほかに質疑ないようですので進行します。
次に報告第112号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の11ページをお開きください。
報告第112号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、4件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第112号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 113 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 113 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。

議長 ただいまの報告第 113 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 114 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 114 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、1 件ご
ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたしま
す。以上です。

議長 ただいまの報告第 114 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 115 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 21 ページをお開きください。
報告第 115 号「農地の現況に関する照会について」、1 件ございました。去る 2
月 15 日に當間康由委員及び瀬長輝男委員並びに事務局職員 2 名で現場調査を
実施し、議案書 21 ページのとおり調査結果を取りまとめて、沖縄国税事務所
長へ回答を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 115 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に議案案件に入ります。議案第 56 号について事務局の説明をお願いい
たします。

事務局 それでは、議案書の 23 ページをお開きください。
議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」、1 件ございました。願い出の内容につきましては記載のとおりとなります。それでは願い出案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、32 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字与根 78 番 15、78 番 18、78 番 21 及び 78 番 24。転用目的は資材置場。当該願い出地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格証明相当だと考えられます。
続いて現地の状況をご報告いたします。当該願い出地は過去に農地転用許可を受け駐車場兼資材置場として利用されておりました。現況地目は雑種地ですが、転用許可条件の利用状況報告が不履行であるため転用が完了されておらず、買受を希望する者は買受適格証明が必要な状況となっております。議案第 56 号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 56 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。比嘉委員。

7 番委員 これは入札の資格証明ですよね。それは今から証明を出して間に合うものなんですか。

事務局 議案書 24 ページをお願いします。
那覇地方裁判所からの入札の公告に入札期間の記載がありまして、期間が令和 4 年 2 月 24 日から令和 4 年 3 月 2 日までとなっているところで、今回の総会に諮った後、許可相当ということで審議されれば、この 3 月 2 日までの発行は間に合うと考えます。

7 番委員 これは県に行くんですね。

事務局 そうですね。なので事前に今回の総会で許可相当として審議されれば、県としてもこの期日までは発行することができるということで確認が取れております。

7 番委員 それは何日前までに出さないといけないとか、決まりがありますか。

事務局 農地法等でそういった期日というのは打ってはいないんですけれども、実際、

総会に諮るべき議案事項になるので、豊見城市としては月 10 日を目安に期限として取り扱わせてもらっています。

議長 比嘉委員、よろしいですか。

7 番委員 はい、大丈夫です。

議長 ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格として沖縄県知事へ進達してよろしいでしょうか。また、当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人又は次順位買受人となったときに当該証明書交付時に内容が異なっている場合を除いて、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を交付して進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については買受適格として沖縄県知事へ進達すること並びに当該願出人が沖縄県知事から買受適格証明を交付されて入札に臨み、最高価買受人又は次順位買受人となったときに当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除いて、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、沖縄県知事へ意見を付して進達することに決定しました。次に議案第 57 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

事務局 それでは議案書の 34 ページをお開きください。

議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 215 番 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、45 ページをお開きください。

申請のあった土地は豊見城市字与根 44 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてい

ると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 85 番。転用目的は貸資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字上田 330 番 4。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、上田地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 57 号については以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 57 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 1 番については、農地法

第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号2番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号2番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号3番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号3番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号4番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号4番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号4番については許可相当として沖縄県知

事へ進達することに決定しました。

次に議案第 58 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 57、58 ページをお開きください。

議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、9 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、63 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 336 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字渡橋名 133 番 2、133 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 30 番 5。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、79 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 408 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 408 番 2、413 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、89 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 519 番 1。転用目的は駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、94 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字座安 163 番 1。転用目的は車両展示場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 8 番につきまして、99 ページをお開きください。申請のあった土

地は、豊見城市字与根 530 番 6、530 番 7。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 9 番につきまして、104 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 49 番 6、49 番 15 及び 49 番 16。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、渡橋名地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、田頭地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、保栄茂地区の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、保栄茂地区の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地は、高嶺地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は既に駐車場兼資材置場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については利用状況から特に問題ないと考えられます。

整理番号 7 番の申請地は、座安地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 8 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 9 番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 58 号について説明は以上です。

議長 お疲れさまでした。事務局の説明が終わりました。議案第 58 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めて、これより採決します。
整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

それでは整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 8 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 9 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 9 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に協議第 18 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それではお手元の議案書の 105 ページをご覧ください。

協議第 18 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件について、令和 4 年 2 月 15 日付、豊経建農第 728 号で豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。

ページをめくって 106 ページのほうが市長より農業委員会会長宛での意見決定についての照会文書となっております。それから 107 ページのほうが農用地利用集積計画（案）ということで 3 件ございます。詳しい内容等につきましては主管課であります農林水産課の担当のほうから説明いたします。よろしくお願ひします。

議長

よろしくお願ひします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、比嘉です。よろしくお願ひします。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 3 件ございますので、説明したいと思ひます。

資料 107 ページをお願ひします。まず初めに R3-19 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は翁長 326-1、2,121 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっております。借賃については、年額 6 万円を毎年 2 月末までに口座振込することとなっております。

次に R3-20 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は翁長 326-3、1,407 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっております。借賃については、年額 4 万円を毎年 2 月末までに口座振込することとなっております。

続きまして R3-21 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は名嘉地 170-2、1,100 m²。設定する利用権は使用貸借で、存続期間は公告日から 3 年間となっております。現場写真及び地図は 108 ページから 113 ページとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。協議第 18 号について説明が終わりました。協議第 18 号については 1 件ずつ審議します。初めに番号 R3-19 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願ひいたします。はい、中間委員。

4 番委員

こっちは井戸がある畑ですか。

事務局　　そうですね。現場を確認しに行ったら、地主の方は昔使っていた井戸があるということだったんですけれども、現状、今は耕作放棄地で半分伐開した状態で、まだ井戸の場所は見つけれられていないので、使用できるかどうかというのがまだ分からないという状況です。

4 番委員　　分かりました。

議長　　ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
番号 R3-19 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長　　異議なしとのことですので、番号 R3-19 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。
次に R3-20 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
番号 R3-20 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長　　異議なしとのことですので、整理番号 R3-20 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。
次に番号 R3-21 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
番号 R3-21 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長　　異議なしとのことですので、番号 R3-21 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

ありがとうございました。以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。


これで本日の農業委員会総会を終わります。大変ありがとうございました。お疲れさまです。

令和4年2月22日（火）

午後2時19分終了

議事録署名委員

議長

瀬長澄子 

5番委員

宮里由美子 

6番委員

金城朝之 